

資料編

1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市地域福祉計画推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

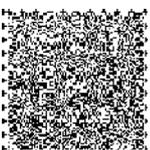
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定する朝霞市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、朝霞市が策定する朝霞市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と内容の一部を共有し、さらには福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなどの連携を図ることが期待されている。このような状況を踏まえ、活動計画の策定及び推進に関し必要な事項を福祉計画と一体的に調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成 25 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づき設置される朝霞市地域福祉計画推進委員会の理解を得て、同様の構成員による朝霞市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 活動計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、活動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、条例第4条の規定により、市長から委嘱された者を充て、本会の会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、条例第5条の規定により選定された者が兼ねるものとする。

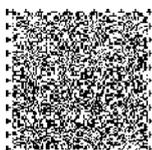
(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金及び費用弁償)

第6条 謝金及び費用弁償は、支給しない。

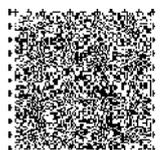


(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

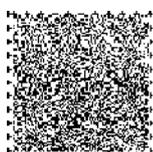
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、条例の例による。



3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿

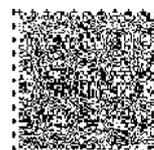
	団 体 等	氏 名
1	学識経験者	丸 山 晃
2	学識経験者	宮 本 雄 司
3	学識経験者	川 村 岳 人
4	社会福祉法人常盤会（大山保育園園長）	池 田 玉 季
5	地域包括支援センター（つつじの郷）	新 坂 康 夫
6	認定・埼玉県指定 NPO 法人メイあさかセンター	尾 池 富 美 子
7	朝霞市地域防災アドバイザー	村 串 克 己
8	サロン・おたっしゃくらぶ（高齢者サロン）	横 田 暁 子
9	社会福祉法人朝霞地区福祉会（朝光苑）	田 畑 康 治
10	株式会社 GENKI INNOVATION COMPANY	中 村 敏 也
11	朝霞市民生委員児童委員協議会	土 佐 隆 子
12	朝霞市自治会連合会	中 村 加 津 雄
13	朝霞地区シルバー人材センター	木 村 宏
14	朝霞地区保護司会朝霞支部	伊 藤 允 光
15	朝霞地区医師会（なおあきクリニック 院長）	池 田 直 弥
16	公募市民	山 岸 亮
17	公募市民	岡 田 都 子
18	公募市民	小 川 律 子



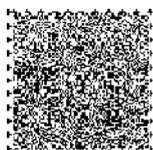
4 計画の策定経過

※「推進委員会」は、「朝霞市地域福祉計画推進委員会」と「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」を合同で開催しているものです。

年月日	事項	主な内容
令和6 (2024)年 5月13日	令和6年度 第1回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任 ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定について
8月5日	令和6年度 第2回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価（重点施策以外）について
10月1日	令和6年度 第3回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画 策定に係る地域懇談会について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について
11月8日～ 11月29日 (児童生徒調査は11月 15日～)	アンケート調査	<p>下記の方を対象としたアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の18歳以上の方（市民調査） ・市内の小学5年生、中学2年生、高校2年生相当にあたる方（児童生徒調査） ・市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関で業務を行う方（専門職調査） ・市内に組織されている福祉関係団体の方（団体調査）



年月日	事項	主な内容
11月26日～ 12月7日	地域懇談会	・市内6か所で、ワークショップ形式の懇談会を実施
令和7 (2025)年 1月29日	グループヒアリング	・アンケート調査で参加の承諾をいただいた14団体(子ども、高齢者、障害者、地域活動の4分野)に対するグループヒアリング
3月14日	令和6年度 第4回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定に係るアンケート調査・団体ヒアリングの結果報告について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定に係る地域懇談会の結果報告について ・グループディスカッション
5月27日	令和7年度 第1回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の骨子(案)について ・基本理念の検討について
8月22日	令和7年度 第2回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画 素案について ・成年後見制度利用促進計画について
10月14日	令和7年度 第3回推進委員会	・前回会議からの変更点について ・各個別計画について(第6章から第8章)
10月22日	オープンハウス	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)に係るオープンハウス(市民意見交換会)
11月5日～ 12月4日	市民コメント 職員コメント	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)に係る市民コメント・職員コメント(意見募集)
令和8 (2026)年 1月7日	令和7年度 第4回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について

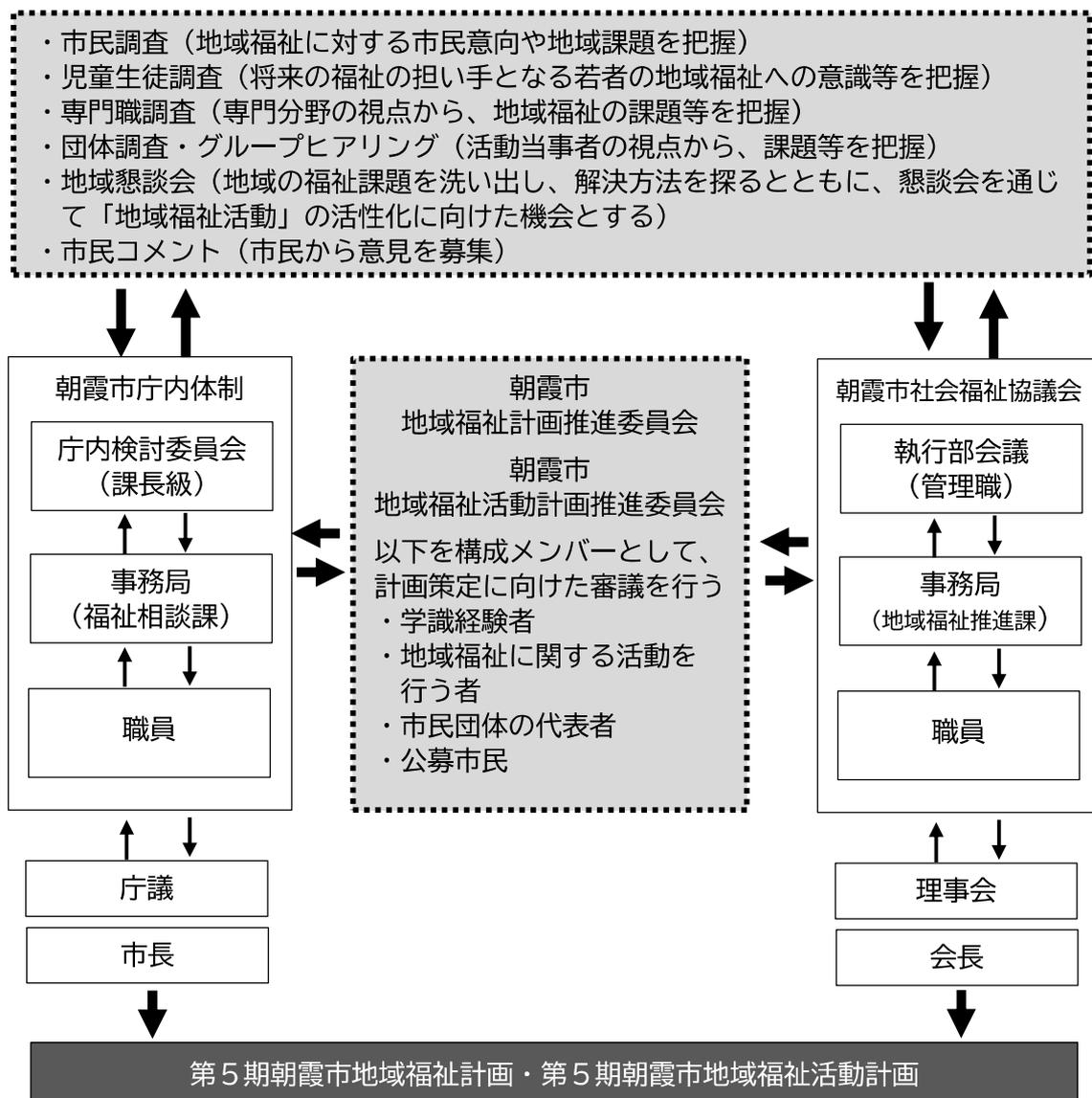


5 計画の策定体制

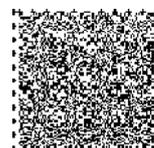
本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者、公募市民から構成される朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において内容の審議を行いました。

また、市民、若者、専門職、団体を対象に実施したアンケート調査や、グループヒアリングの実施、地域懇談会、市民コメントの実施等を通じ、広く市民・関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

■計画の策定体制



* は、市民参加による策定プロセス



6 市民コメント・職員コメントの結果と対応

1 市民コメントの実施概要

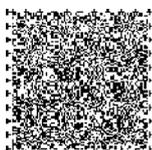
(1) 内容	令和8(2026)年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画について、素案がまとまったことから、市民に御意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7(2025)年11月5日から令和7年12月4日まで ※令和7年10月22日に策定に係る市民意見交換会を開催し、来場された方の御意見を聴きました。
(3) 意見提出の対象者	(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に事務所または事業所を有する方 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方 (4) 市内に存する学校に在学する方 (5) 第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画について利害関係を有する方
(4) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)
(5) 意見提出者数及び意見数	4名、12件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス(市民意見交換会：令和7(2025)年10月22日開催)において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含まれます。

2 職員コメントの実施概要

(1) 内容	令和8(2026)年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画について、素案がまとまったことから、職員に意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7(2025)年11月5日から令和7年12月4日まで
(3) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)
(4) 意見提出者数及び意見数	1名、4件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス(市民意見交換会：令和7(2025)年10月22日開催)において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含まれます。

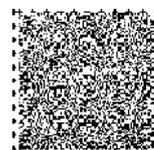
3 意見に対する対応方針

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案の一部を修正しました。計画案へ反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。

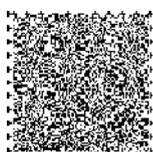


7 用語説明

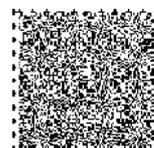
行	用語	内容
あ	アウトリーチ支援	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求められない、または求めない人に対し、対象者の生活の場に赴き、積極的に働きかけて必要なサービスや援助につなぐ方法。
	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯等(回転式の構造または光源が点滅する構造の青色防犯灯)を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロール。
	インクルーシブ	「すべてを含む」「包括的」という意味で、障害の有無、性別、国籍、年齢などにかかわらず、多様な人々が互いの違いを尊重し合い、分け隔てなく共生しようとする考え方。
	SNS	英語の Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる WEB サイトの会員制サービス。代表的なサービスとして Instagram、X (旧 Twitter)、Facebook、LINE などがある。
	NPO	英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人(通称 NPO 法人)という。
か	介護予防	要介護状態となるのを防いだり、要介護状態の人が重度化するのを防ぎ、改善を図ること。
	家庭裁判所	夫婦や親子間の問題(家事事件)と、20歳未満の少年が非行を犯す事件(少年事件)を専門に扱う裁判所。成年後見制度において、成年後見人等を選任する。
	虐待	高齢者、障害のある人、こどもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといった嫌がらせや無視など、多様な形態がみられる。
	共助	介護保険や公的扶助など、公共の制度による支え合いの仕組み。
	共同募金運動	「赤い羽根」をシンボルとする、社会福祉を目的とする様々な民間団体(NPO、ボランティア団体など)を支援するための募金活動の名称。



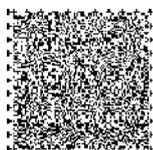
行	用語	内容
か	居住支援法人	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）が民間賃貸住宅に入居できるよう、家賃債務保証、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人。都道府県が指定する。
	ケースワーカー	精神的・肉体的・社会的な面で何らかの支援を必要とする人に対し相談支援を行う専門職。
	健康寿命	埼玉県では 65 歳の方が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間。（埼玉県ホームページ参照）
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの、1 人の女性が一生の間に出産することどもの数を示す指標
	公証役場	公証人が執務する事務所。公正証書作成や私文書の認証、確定日付の付与などを行う。
	公正証書	私人（個人または会社その他の法人）からの嘱託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中で一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その再犯を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	互助	家族や友人、隣り近所など、身近な人同士が自発的に助け合い、互いの生活課題の解決を図ること。
	こども食堂	主に地域のボランティアや NPO によって運営され、こどもたちに対し栄養のある食事を提供する場。孤食の解消や食育の推進を目的としている。
	こどもの貧困	生まれ育った環境によって、多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会が得られないこどもたちの状況を指す。
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯等に対し、見守りや課題の発見、相談援助など、そのような人たちが地域の中から孤立しないよう必要なサービスや関係者、専門機関へのつなぎなどの中心的な役割を担う人や機関のこと。地域の多様な生活課題に向けての新たな支援の仕組みづくりなども行う専門職。



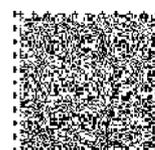
行	用語	内容
さ	災害ボランティアセンター	災害時に主に被災地の市区町村社会福祉協議会によって臨時的に設置されるボランティアセンター。行政や支援団体、ボランティアと連携し、被災者への生活支援や地域の復興支援を行う。
	サロン	高齢者や子育て世代等の集い・通いの場。地域住民が主体となって運営を行い、身近な地域での孤立を防ぐなど、様々な交流の機会となる活動。
	自主防災組織	地震等の大規模災害に備え、自治会・町内会単位でいざという時の役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動に当たる組織。
	自助	必要なサービスを購入したり、健康に注意して予防の取組を行うなど、自分で自分を助けること。
	シニアクラブ	高齢者が仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送ることができるよう、様々な活動を行う組織。
	市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された、弁護士・司法書士などの資格をもたない親族以外の市民。
	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、地域に根ざした国民運動。
	社会福祉協議会	誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる「福祉のまちづくり」を推進している民間団体。
	重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、様々な理由で賃貸住宅を借りることが困難な人。
	生涯学習社会	生涯を通じて、いつでもどこでも自由に学習機会を選び、その成果を適切に評価・活用できる社会。
	障害者手帳	身体障害、知的障害、精神障害の人が、公的な福祉サービスや各種支援を受けるために交付される手帳。
	小地域福祉活動	自治会や小学校区など身近な地域で、住民が主体となって地域課題の解決を目指す福祉活動。



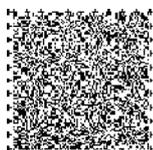
行	用語	内容
さ	新型コロナウイルス感染症	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症。2020年1月、WHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言された。日本では2023年5月、6類感染症に移行したが、ウイルスの変異により、流行を繰り返している。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援を行いながら介護サービスの基盤を整備するために、地域の関係機関と調整を行う専門職。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
	成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や障害のある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
	総合相談窓口	対象を限らず、ワンストップで相談を受け、必要に応じて関係部署につなぐ役割を果たす窓口。
た	ダブルケア	狭義では子育てと介護を同時に担う状態。広義では家族や親族等との密接な関係の中で、複数のケア関係と複合的課題がある状態。
	多文化推進サポーター	朝霞市からの依頼で、通訳・翻訳・文化交流の活動を行う人。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。



行	用語	内容
た	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援等、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者や障害者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」。配偶者や恋人、親子など、親しい関係の人から加えられる暴力。
	デマンド交通	利用者の予約に応じて運行する地域公共交通。
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人。養成講座の受講を通じて、サポーターとなることが可能。
は	パートナーシップ・ファミリーシップ制度	一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なる、または性的指向が異性のみではない人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度。
	8050 問題	80 代の親が 50 代のこどもの生活を経済的、精神的に支えることで、親子ともに孤立や生活困難な状況に陥る社会問題。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障害や、心理的な障壁などを取り除くこと。
	ハローワーク（公共職業安定所）	国が所管する、職業紹介事業を行う機関。職業紹介や就職支援のほか、雇用保険に関する各種手当・助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等を行う。
	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
	避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者のうち、関係機関（市、社協、消防署、包括支援センター、自治会・町内会等）で情報共有すること等に同意の意思を示した人の情報を登録したもの。



行	用語	内容
は	福祉タクシー	高齢者や身体に障害のある人など、移動に支援が必要な人をサポートする特別な設備を備えたタクシー。
	福祉避難所	災害時に特別な配慮が必要な人々（要配慮者）を受け入れるために設けられる避難所。
	プッシュ型（アウトリーチ型）	支援が必要な方へ、能動的に働きかけて情報やサービスを届けること。
	不登校	何らかの 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、病気や経済的な理由以外で、年間 30 日以上学校を欠席した児童生徒の状態。
	法人後見	社会福祉法人や NPO 法人など法人が成年後見人等となり、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を支援する制度。
	保護司	法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。地域社会の中で、犯罪をした人や非行のあった少年の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っている。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
	UR 都市機構	都市の整備改善や UR 賃貸住宅の供給・管理を行う国土交通省所管の独立行政法人。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、文化、言語、国籍などにかかわらず、誰もが利用することができるように設計（デザイン）された製品、サービス、環境。
ら	療育手帳	知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付する手帳。
わ	ワークショップ	一般的に、体験型セミナー・会議と言われ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案をつくり上げるための会議の進め方。



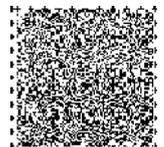
第5期
朝霞市地域福祉計画
朝霞市地域福祉活動計画
令和8（2026）年3月

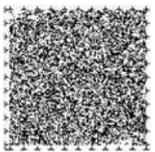
発行 朝霞市
社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

編集 朝霞市 福祉部 福祉相談課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111（代表）
FAX 048-463-1025
<https://www.city.asaka.lg.jp/>

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課
〒351-8560 埼玉県朝霞市浜崎51-1
TEL 048-486-2479（代表）
FAX 048-486-2418
<https://www.asaka-shakyo.or.jp/>

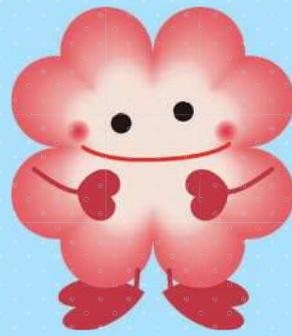
本計画は見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。







©むさしのフロントあさか



アーシャ♥るくるん